

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2025年 第11回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和7年11月26日（水）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時56分	
開 催 場 所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：18人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	17	伊藤 弘子
		8	石川 勝也	18	石塚 郁志
		9	水口 健二		
		（ 欠席人数：1人 ）			
	16	萩原 勝			
	事務局	（ 出席人数：4人 ）			
		農業委員会事務局次長 溝口 通明		農地振興担当主幹 三浦 邦明	
農地振興担当主査 西 真輝		農地振興担当 金子 昌行			
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開			
		日程2 農地法第4条（知事）：公開			
		日程3 農地法第5条（知事）：公開			
		日程4 租税特別措置法適格者証明：公開			
		日程5 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続			

	き行っている旨の証明：公開 日程 6 生産緑地法従事者証明：公開 日程 7 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> <tr> <td>1 7</td><td>伊藤 弘子</td></tr> <tr> <td>1 8</td><td>石塚 郁志</td></tr> <tr> <td>1</td><td>川鍋 浩之</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	1 7	伊藤 弘子	1 8	石塚 郁志	1	川鍋 浩之
議席番号	委員氏名								
1 7	伊藤 弘子								
1 8	石塚 郁志								
1	川鍋 浩之								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２５年第１１回総会を開会いたします。在任委員１８名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として (１) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について (２) 春日部市農業振興審議会委員の推薦について (３) 農委だより第４２号（案）について (４) 農業委員会視察研修について (５) 第５０回春日部市農業祭への出店について（報告） の５項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は - 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案４件 - 日程２ 議案第２号「農地法第４条（知事）」１議案１件 - 日程３ 議案第３号「農地法第５条（知事）」１議案１５件 - 日程４ 議案第４号「租税特別措置法適格者証明」１議案１件 - 日程５ 議案第５号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」１議案１件 - 日程６ 議案第６号「生産緑地法従事者証明」１議案３件 - 日程７ 議案第７号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」１議案１件 合計７議案となります。
議長	次に、会議規則第３５条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号１７番伊藤弘子委員、１８番石塚郁志委員、１番川鍋浩之委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第２５条の規定に基づき、発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

議長	次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。 次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。
議長	それでは、議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号42番から45番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。はじめに、申請番号42番と申請番号43番は譲受人が同一なので一括して説明します。 はじめに、申請番号42番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号43番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号42番の案内図は1頁、詳細図は2頁、申請番号43番の案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号42番は1頁を、申請番号43番は2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号44番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号45番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号４２番、４３番について担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員の岩本利夫です。申請番号４２番、４３番について譲受人が同一のため、一括して報告いたします。令和７年１１月１０日に市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第１地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号４４番について担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の石井茂です。申請番号４４番について報告します。令和７年１１月１１日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号４５番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員の小川優です。申請番号４５番について報告いたします。令和７年１１月１０日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員より申請番号４２番から４５番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号３番齋藤昭雄です。申請番号４２番から４５番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。

	申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て許可、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号10番の岡田實です。事務局にお尋ねします。申請番号42番、43番の譲受人についてですが、先ほど説明があり、自ら耕作をされているとのことでした。しかし、経営面積を見ると、1町3反ほど貸付をされています。今回の申請では2筆で約2反1畝を取得したいとのことですが、実際には就労人員や作業日数はどうなっているのでしょうか。家族で就労していると思いますが、農家台帳や個票でどのように記載されているのか伺います。貸付面積が1町3反ある中で経営規模拡大をするとのことですが、作業にあたっての家族の就労状況などを確認させてください。
議長	事務局、回答をお願いします
事務局	譲受人の農業従事状況でございますが、譲受人が年間300日、子が100日、妻が150日、子の妻が30日となっております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	結構です。今、就労状況についてお話を伺いました。これだけの貸付地があるのに経営規模拡大で取得されるわけですので、引き続き就労に当たっていただきたいと思います。貸付地が多いというのが、私なりに疑問に思ったところです。私からは以上です。
議長	他に発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号42番

	から４５番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第１号「農地法第３条（委員会）」申請番号４２番から４５番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程２、議案第２号「農地法第４条（知事）」を議題といたします。申請番号１４番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２頁をご覧ください。議案第２号「農地法第４条（知事）」について許可申請が１件ありましたので、審議を求めます。 申請番号１４番、詳細は議案書のとおり。申請理由は農業用施設の設置です。申請者の子が農業を継ぐことになることから、今まで使用していた母屋の傍の農業用物置では手狭になるため、新たに農業用倉庫の設置を計画したものです。倉庫内にはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、穀類搬送機などを置く計画で、今まで使用していた農業用物置は引き続き使用することです。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置は周囲が申請者の保有農地のため、ありません。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第１種農地と考えます。
議長	次に、申請番号１４番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第４地区推進委員の齋藤昇です。申請番号１４番について報告いたします。令和７年１１月１２日に伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の７名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員より

	申請番号 1 4 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 3 番齋藤昭雄です。申請番号 1 4 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 1 4 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」申請番号 1 4 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 3、議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」を議題といたします。申請番号 6 1 番から 7 5 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 頁をご覧ください。議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」について許可申請が 1 5 件ありましたので審議を求めます。 はじめに、議案書 3 頁、申請番号 6 1 番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 1 1 頁、詳細図は 1 2 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計

画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は駅から1キロ以内にある宅地化率40%以上であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号62番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は倉庫の建設です。申請法人は主に不動産賃貸業を営んでおりますが、不動産業界の不況及び物価高騰により、経営の多角化を行うべく、花卉、植物及び園芸用品の卸売りを主な目的として倉庫を新たに建築する計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透貯留施設に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、自己資金及び融資者の融資で、金融機関発行の残高証明書及び融資者の融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号63番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は倉庫の建設です。申請法人は主に不動産賃貸業を営んでおりますが、不動産業界の不況及び物価高騰により、経営の多角化を行うべく、建築資材、家具の卸売りを主な目的とし、隣接する非農地と併せて倉庫を新たに建築する計画です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留施設に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書4頁、申請番号64番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は倉庫の建設です。申請法人は主に不動産の管理・賃貸業を営んでおりますが、不動産業界の不況及び物価高騰により、経営の多角化を行う必要が生じたこと、また主な取引先から住宅関係で用いられる荒物卸売業を行うよう、強い要望があったため、隣接する非農地と併せて荒物卸売業のための倉庫を新たに建築する計画です。この申請地のうち、一筆については、譲渡人が本年3月に裁判所の公売手続きにより取得した農地で、当委員会が2024年第11回総会にて買受適格者証明を証明した案件です。譲渡人は農地を取得してから現在まで8ヶ月間の間に、一度も耕作を行っていないことから、理由を確認したところ「以前から耕作が行われていなかったために、

耕作土の入れ替えを検討していたところ、譲受人となる法人とその取引先から倉庫用地として転用するよう強い要望を受けたので、やむを得ず譲渡することとなった」とのことです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は地下貯留槽に集水後、既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号65番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号66番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透枳で集水後、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、それぞれ既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁、申請番号67番。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事業を営んでおり、転用計画は建設機械置場の設置です。近隣の物流

倉庫建設のための建設機械を置く必要が生じたことから、一時転用申請したものです。建設機械置場にはバックホー7台、コンバインドローラー1台、ロードローラー1台、フィニッシャー1台、タイヤショベル1台を置く計画です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は許可日から1年7か月です。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。雨水は鉄板敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号68番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、前回の第10回総会、議案第2号、農地法第5条申請番号59番で審議いただき、条件付き許可相当と意見をつけた自己用住宅の排水管理設のための一時転用です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が提出されていますが、意見書に記載された転用面積が申請書とに差異があるため、現在代理人に対し、意見書の修正を求めているところです。農地の一時転用にかかる工事期間は許可後から令和8年2月20日までです。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号69番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は専用住宅の建築です。春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例で定める「市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為」で「既存住宅団地」に該当します。隣接する非農地と併せて専用住宅2棟を建築する計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画です。資金計画については金融機関及び融資者からの融資で、金融機関発行の融資証明書及び融資者発行の融資証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号70番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり

り。申請法人は上下水道工事など土木工事業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、越谷市に資材置き場を賃借し、砂利、排水管、コンクリートブロック、鋼板などを置いています。受注・売上増加に伴い、現在の資材置き場では手狭になったため、新たな設置場所が必要になり、転用申請したものです。新設する資材置き場には砂利、コンクリートブロック、排水管、廃材の他、バックホー3台を置く計画です。なお、今までの資材置場は引き続き使用引き続き使用する、とのことです。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砕石敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号71番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画で該当する土地改良区の排水放流許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号72番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場の設置です。譲受人は自家用車7台、二輪車を6台所有しています。以前自家用車を駐車していた場所に譲受人の子の自宅を建築することとなり、自家用車の駐車場所が無くなるため、設置を計画したものです。新たに設置する駐車場には以前から所有する自家用車7台に加え、新たに購入する自家用車1台の計8台を駐車する計画です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として雨水流水防止溝を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されていま

す。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書7頁、申請番号73番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号74番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は運送業を営んでおり、転用計画は、駐車場の新設です。現在、譲受人が保有する車両はコンテナセミトレーラー15台とトラクター1台ですが、車両置場は市内に1か所、野田市に2か所、杉戸町に2か所と点在しています。このような状況は会社の運営、管理、保安上問題があることから、駐車場の設置を計画したものです。駐車場には大型車両15台分、トラクター1台分を設置する予定です。なお、今まで賃借していた駐車場は転用後に返還する予定ですが、現在借用している駐車場の契約内容がわかる書類が一部不足しているため、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は37頁、詳細図は38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号75番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は水道工事業を営んでおり、転用計画は工場及び駐車場の設置です。現在、申請地の隣地である本店敷地内において水道工事に使用する基礎貫通素材、配管スリーブ等の切断、組み立て等の加工を行っていますが、パイプ等の資材があり、作業スペースが十分でないこと、また、プラスチック製資材は日光で劣化するため、屋内での保管が必要なこと、さらに資材運搬用の社用車及び従業員駐車場も不足していることから、転用申請したものです。新設する工場及び駐車場には工場1棟の外、社長、従業員用2台分、社用車4台分及び来客用2台分の計8台を置く計画です。案内図は39頁、詳細図は40頁

	となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透性アスファルト舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号61番、73番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の濱野國雄です。はじめに申請番号61番について報告いたします。令和7年11月7日に、石塚農業委員、齋藤農業委員、及び私の3名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。 次に、申請番号73番について報告いたします。調査日時、人員については先ほど報告したとおりです。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号65番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の齋藤昇です。申請番号65番について報告いたします。令和7年11月12日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、金子推進委員、横井推進委員、上原推進委員及び私の7名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号66番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の朝倉廣司です。申請番号66番について報告いたします。令和7年11月7日に、山崎農業委員、飯島農業委員、中村推進委員、

	及び私の４名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地は問題ありませんでしたが、保有農地の一部が舗装され、自宅への通路及び車庫として使用されていることを確認しました。調査後にこのことを事務局に報告したところ「第５条許可申請について県に確認したところ、かかる渡人の農地の不適切な利用は、許可申請の審査上問われることはないとのことから、今回は問題無し、となる。しかしながら、保有農地をが許可を得ずに農地以外のものになっていること、農地として利用されていないことは問題なので、今回の申請とは別に取り扱い、指導していくこととする」とのことでした。以上のことから申請地は問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号６８番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	第３地区推進委員の石井茂です。申請番号６８番について報告します。令和７年１１月１１日に水口農業委員、岡田農業委員、横川推進委員及び私の４名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号７２番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第２地区推進委員の小川優です。申請番号７２番について報告します。令和７年１１月１０日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員及び私の４名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号３番齋藤昭雄委員より申請番号６１番から６５番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号３番齋藤昭雄です。はじめに、申請番号６１番及び６５番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第２条の２で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われま

	す。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に申請番号 6 2 番、6 3 番、6 4 番について、一括して事前審査の報告をします。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号 2 番飯島優子委員より申請番号 6 6 番から 7 5 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 2 番飯島優子です。はじめに申請番号 6 6 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地は問題なかったものの、保有農地の一部が舗装され、自宅への通路及び車庫として使用されている」との報告を受けました。このことについては、先ほど担当地区推進委員から報告のあったとおり、事務局から「第 5 条許可申請について県に確認したところ、渡人の農地の不適切な利用は、許可申請の審査上問われることはないものの、保有農地を許可を得ずに農地以外のものに行っていることから、今回の申請とは別に取り扱い、指導していく」と説明がありました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。なお保有農地の不適切な利用については、事務局より譲渡人に改善に向けた指導をお願いいたします。 次に、申請番号 6 7 番、6 9 番、7 0 番、7 1 番、7 5 番について一括して事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号 6 8 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかし事務局からの説明にもあったとおり、添付された土地改良区の意見書に記載された一時転用にかかる農地の面積に記載誤りがあるものの、事務局の指導にもかかわらず、未だ正しい意見書が提出されておられません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては「土地改良区の意見書の記載内容を確認すること」と条件を付して事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号 7 2 番、7 3 番について一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

最後に、申請番号 7 4 番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかし事務局からの説明にもあったとおり、現在借用している駐車場にかかる資料は添付されているものの、契約内容が明らかになる書類が無く、事務局の指導にもかかわらず、未だに提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては「現在使用している駐車場の契約内容を確認すること」と条件を付して事前審査委員 4 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

議席番号 1 0 番の岡田です。農地法第 5 条申請番号 6 4 番についてお尋ねします。今回の申請内容を見ますと、譲渡人は 2 0 2 5 年第 1 回総会にて、農地法第 3 条許可申請をし、許可を得ています。当時は「経営規模の拡大」という理由で農地を取得しました。しかし、事務局から「今回の申請地は作付けはされていない」という話を聞いております。今回、取得から 1 年も経たずに、譲受人の強い要望で手放すという話ですが、事務局としてこの状況をどう考えているのでしょうか。また、今回の申請内容を見ますと、申請人が下柳の人とさいたま市岩槻区の人 2 名になっています。下柳の人の農地については、本来ならば岩槻区の人が競売で落札しているはずですが、今回申請人の下柳の人の名義になっている点についてお聞かせください。

議長

事務局、回答をお願いします。

事務局

はじめに、今回の渡し人のうち、競売物件であった農地についてお答えします。本年の 4 月より、農地法第 3 条許可を受ける際には、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況等を申告していただくことになっております。その中で「過去に権利取得後、耕作に供することなく 3 年以内に他者に譲渡、

	もしくは転用等を行った行為があるか」を確認する欄があり、該当がある場合は審査に少なからず影響が出ると考えております。 次に、議案書の４ページ、申請番号６４番の譲受人についてですが、申請地の欄も、譲受人の欄も誤りなく、必要な事項を記載しております。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	譲受人の強い要望とのことですが、今年の１月の総会から１年も経っていない中での話です。「経営規模拡大」として取得しておきながら、以前から作付けはされていません。先日、農業委員と推進委員合同で１１月１１日に現地確認をした際、以前あった祠は撤去され、草は刈られている状況でした。私が言いたいのは、経営規模の拡大で取得した土地を、作付けもしないまま、譲受人の要望で手放さざるを得ないという状況についてです。今後、春日部市としてどのような対応をしていくのか、しっかり確立していかないと、またこういった事例が出てくると思います。 また、場所は市街化調整区域の白地の地域であり、非常に開発されている場所です。農地が春日部市からなくなるのは非常に残念です。農地取得の下限面積が撤廃され、規制が緩和された中で、農地転用目的での取得が疑われるような事例に対し、事務局はどう考えているのか、また指導していくのか、見解をお聞かせください。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	まず、申請理由の「経営規模の拡大」については、事務局が一方的に決めたものではなく、あくまで申請者ご本人がその理由で申請されたものを尊重しております。 次に、農地法第３条許可後の農地転用、譲渡についてですが、決して緩和をしているわけではありません。先ほどの職員も説明しました通り、３年以内に耕作せず権利移動を行う場合は、その理由を確認することになっております。今回のように、当初は耕作するつもりであったが、やむを得ない事情や強い要望があつて手放す場合は、その理由書を提出していただき審査を行っております。 もし、こういった事例が頻発するようであれば、今後の農地法第３条申請の審査において、過去に耕作せず３年以内に譲渡や転用をした事実がないか等、より厳格に確認していくことになります。
委員	はい、議長。

議長	岡田委員、発言を許します。
委員	申請理由については承知しました。ただ、過去３年以内の状況などを含め、引き続き事務局に指導をお願いしたいと思います。私が一番危惧しているのは、耕作するつもりがないのに取得し、そのまま転用や売却を行うケースです。こうした事態への対応をしっかりと確立していただきたいと懸念しております。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	農地として購入された以上は、耕作をしていただくのが前提です。もし購入したまま耕作がなされない農地がありましたら、地元の農業委員、推進委員とも協力し、状況確認を行い、新たな所有者と話し合いや指導を行っていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。
推進委員	(推進委員から挙手あり)
議長	現在は農業委員会の総会ですので、発言できる委員の確認をいたします。この際、暫時休憩といたします。
	(休憩)
議長	休憩前に続き、会議を再開します。 ただいま休憩中に推進委員から発言を求められましたが、春日部市農業委員会会議規則を確認しておりましたので休憩といたしました。
議長	他に、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号６８番及び７４番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号６８番及び７４番、次に申請番号６１番から６７番、６９番から７３番及び７５番を別々に審議することに異議ございませんか。
	(なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 6 8 番及び 7 4 番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」申請番号 6 8 番及び 7 4 番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし条件を付して」県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号 6 1 番から 6 7 番、6 9 番から 7 3 番及び 7 5 番を事前審査委員の報告のとおり、「許可相当」とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」申請番号 6 1 番から 6 7 番、6 9 番から 7 3 番及び 7 5 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 4、議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号 2 6 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 8 頁をご覧ください。議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」について申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。 議案書 8 頁、申請番号 2 6 番。詳細は議案書のとおり。案内図は 4 1 頁から 4 2 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 3 0 0 日です。
議長	次に、申請番号 2 6 番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

推進委員	第1地区推進委員の野村三男です。申請番号26番について報告します。令和7年11月7日に新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員、及び私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番 山崎勇喜委員より申請番号26番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。申請番号26番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号26番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号26番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程5、議案第5号「特定貸付を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」を議題いたします。申請番号2番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の12頁をご覧ください。議案第5号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」について証明願が1件あったので、審議を求めます。この証明は、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、租税特別措置法第七十条の六の二第一項に定められている事業のための貸付けを行っていることを証明するものです。今回の申請は、先ほどご審議いただいた議案

	第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号26番の申請者が相続税の納税猶予を受けている農地を、申請者の息子が経営する法人に農地中間管理事業を活用して貸付けを行っているので、農地が適正に管理されていることを証明するものです。 議案書12頁、申請番号2番、詳細は議案書のとおり。案内図は43頁から44頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は相続税の納税猶予を受けた申請農地を引き続き貸付けを行っていることの証明願いがあったものです。貸付を受けている当該法人は全ての農地で水稻、果樹、蔬菜等の作付を行っています。
議長	次に、申請番号2番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員野村三男です。申請番号2番について報告いたします。令和7年11月7日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員及び私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番 山崎勇喜委員より申請番号2番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号4番山崎勇喜です。申請番号2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号2番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第 5 号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」申請番号 2 番を、事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程 6、議案第 6 号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号 3 番から 5 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 16 頁をご覧ください。議案第 6 号「生産緑地法従事者証明」について証明願が 3 件ありましたので審議を求めます。この「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書」とは、生産緑地地区で主に農業を営む者が死亡、または一定の故障が生じたことにより、農業の継続が困難になった場合に、申請者が市に生産緑地の買い取りを申し出をする際に必要な証明書で、死亡、または故障した者が農業に従事していたことを証明するものです。 はじめに、議案書 16 頁、申請番号 3 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 45 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和 6 年 12 月 15 日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。 次に、申請番号 4 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 46 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和 6 年 12 月 15 日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。 次に議案書 17 頁、申請番号 5 番、詳細は議案書のとおり。案内図は 47 頁、及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和 6 年 12 月 15 日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。
議長	次に、申請番号 3 番から 5 番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 2 地区推進委員の小川優です。申請番号 3 番から 5 番について一括して報告いたします。令和 7 年 11 月 10 日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員及び私の 4 名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、以前から農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 4 番 山崎勇喜委員より申請番号 3 番から 5 番の事前審査の報告を求めます。

委員	議席番号4番山崎勇喜です。申請番号3番から5番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番から5番を、事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号「生産緑地法従事者証明」申請番号3番から5番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことと決定しました。
議長	次に、日程7、議案第7号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18頁をご覧ください。議案第7号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。10月24日に農業委員に説明し、11月7日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書19頁のとおり特になし、として春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。
議長	本案のうち、計画申請番号49番から101番、107番、及び362番から364番については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号1番から48番、102番から106番、及び108番から361番と別々に審議いたします。 はじめに、計画申請番号49番から94番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号13番 池上茂委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

	(池上委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号４９番から９４番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第７号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号４９番から９４番については原案のとおり決定する、ことと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。
	(池上委員入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号９５番から１０１番の審議を行います。これは、私が中間管理機構から賃貸借権及び使用貸借権の設定を受ける農地の案件のため、農業委員会会議規則第１０条の規定により、議事参与の制限に該当いたします。私は退室し、議長を伊藤職務代理にお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。
	(市川会長退室、伊藤職務代理議長席へ)
職務代理	休憩前に引き続き、会議を再開します。計画申請番号９５番から１０１番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
職務代理	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号９５番から１０１番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)

職務代理	起立全員です。よって、議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）」に関する意見について」計画申請番号95番から101番については原案のとおり決定する、ことと決しました。ここで私は議長の任を降り、市川会長と交代いたします。この際、暫時休憩いたします。それでは、市川会長の入室をお願いします。 （市川会長入室、伊藤職務代理自席へ）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号107番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号6番岡本勉委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 （岡本委員退室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （質問、意見なし）
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号107番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）
議長	起立全員です。よって、議案第7号「農用地利用集積等促進計画（案）」に関する意見について」計画申請番号107番については「原案のとおり決定する」ことと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。 （岡本委員入室）
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号362番から364番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号4番山崎勇喜委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。 （山崎委員退室）

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 3 6 2 番から 3 6 4 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号 3 6 2 番から 3 6 4 番については原案のとおり決定する、ことと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (山崎委員入室)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号 1 番から 4 8 番、1 0 2 番から 1 0 6 番及び 1 0 8 番から 3 6 1 番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号 1 番から 4 8 番、1 0 2 番から 1 0 6 番及び 1 0 8 番から 3 6 1 番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」計画申請番号 1 番から 4 8 番、1 0 2 番から 1 0 6 番及び 1 0 8 番から 3 6 1 番については原案のとおり決定する、ことと決しました。先程決定した計画申請番号 4 9 番から 1 0 1 番、1 0 7 番及び 3 6 2 番から 3 6 4 番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。
議長	次に、 日程 8 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」

	日程 9 報告第 2 号「農地法第 4 条（届出）」 日程 10 報告第 3 号「農地法第 5 条（届出）」 日程 11 報告第 4 号「農地法第 18 条（通知）」 日程 12 報告第 5 号「違反転用事案報告について」 につきましては、議案書の 36 頁から 49 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2025 年第 11 回総会を閉会いたします。
	閉会（午前 11 時 56 分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 7 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 17 番 _____

農業委員 18 番 _____

農業委員 1 番 _____